

第十三回
会

参議院経済安定・通商産業連合委員会会議録第三号

昭和二十七年四月二十四日(木曜日)午
前十一時二分開会

出席者は左の通り。

経済安定委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

本日の会議に付した事件
○事業者団体法の一部を改正する法律
案(内閣送付)

○委員長(佐々木良作君)では事業者
団体法の一部を改正する法律案に關す
る経済安定と通商産業の連合委員会を
開会いたします。

前回、提案の理由説明を聞いて質疑
に入つたのでありますが、今日新たに
配付された資料がちよつとありますの
で、その配付資料につきまして一つ簡
單に御説明願ひます。

○政府委員(竹中嘉清君) 只今の
手許に提出いたしました事業者団体法
施行状況等について、資料について簡
單に御説明申し上げます。

事業者団体は御存じのように、その
成立の場合、解散の場合、組織変更の
場合等につきまして、事業者団体法に
基きまして公正取引委員会に届出をい
たすことになつております。それでそ
の第一表は年度別の届出の受理件数で
ございまして、成立届、解散届、変更届
となつておりまして、昭和二十三年七
月に事業者団体法が公布施行されまし
てから二十四年の三月まで、それから
二十四年の四月から二十五年度の三月ま
で、二十五年度の四月から二十六年度の三
月まで、それから二十六年度の四月から本
年三月までというふうに区分いたして
おります。成立届は適用除外団体、例え
ば協同組合その他は、これはやはり成立
届は出さなければなりませんことにな
つておりますので、これが約四年間に
七万七千三十三件、それから適用団体

としまして、事業者団体法の適用を受
けるものは一万八千六百二十四件、計
九万五千六百五十七件となつておりま
す。それから解散届のほうは適用除
外団体につきましては、最初の一年半
で二千九百四十六件、二十五年度の四
月から昨年三月までに二千五百五件、そ
れから本年の三月までに四百七十六件、
計五千五百二十七件となつておりま
す。適用団体につきましては、それが
初めの一年半に千二百六十件、それか
ら昨年の三月まで一年間に八十二件、
本年の三月までに百六十七件、計千五
百九十九件、合計七千三百六十六件とな
つております。変更届のほうは初めに五
百八十三件、次の年に四千九百四十六
件、それから昨年三月までに八千七百
七十件、本年の三月までに三千二百四
十三件で、合計一万七千五百四十二件
となつております。それから次の事業
者団体届出書業種別分類表でございま
すが、これは公正取引委員会に届出で
られましてものを事業種別に分類いた
しまして、農業、林業、水産業、鉱業、
建設業、製造工業、商業、金融業、運
輸通信業、サービス業、その他に分け
まして分類いたしました。適用を受け
る団体といたしましては農業が三千百
六十二件、林業が九百五十五件、水産業が
四百七十七件、鉱業が百七十七件、建設
業が二百三十四件、製造工業が三千三
百六十六件、商業が三千八百九十九件、金
融業が二百八十六件、運輸通信業が九
百四十二件、サービス業が七百十六
件その他が二百一十一件、計一万六千百

十五件となつております。それから適
用除外の団体のうち、協同組合につき
ましては、農業協同組合が二万二十八
件、事業協同組合は三百六十三件、水
産業協同組合は三千二十四件、鉱業の
事業協同組合が六十六件、建設業の事
業協同組合が百五十六件、製造工業の
事業協同組合が四千四百九十八件、商業
の事業協同組合が六千六百六十六件、金
融業の事業協同組合が六百二十五件、運
輸通信の事業協同組合が三百七十七件、
サービスの事業協同組合が三百十五
件、合計三万五千五百五十八件となつ
ております。それから適用除外団体の中
の特別法等に基く、例えば土地改良そ
の他のものでございまして、農業につ
いては二万五千四百八十八件、製造工業が
三百件、金融業が百五十九件、合計二
万一千七十七件となつております。これら
を全部合算しますと、七万二千二百八十
件となつております。

それから次に、現行法では事業者団
体法の規定は、すでに御承知のように、
許容活動と禁止行為との中間の行為
は公正取引委員会の認可が必要である
ということになつておりますので、公
正取引委員会に認可の申請がありまし
て、これを認可したものを年度別に書
上げてございまして、それで昭和二十三
年度におきましては、認可申請の受理
件数が四十件、認可件数が一件、取下
げたものが十四件、昭和二十四年度に
おきましては受理件数が四件、認可件
数が二件、不認可になつたものが五
件、取下げたものが二十二件、昭和二

十五年度におきましては、受理件数が
二十二件、認可件数が十九件、取下
げたものが二件、昭和二十六年度にお
きましては、受理件数が四十八件、認可
件数が四十六件、審査中のものが二件、
取下げ一件、計受理件数百十四件、
認可件数六十八件、不認可件数五件、
審査中のものが二件、取下げたものが
三十九件となつております。その下に
書いてありますように、認可した行為
は、自動車登録番号標交付の代行業務
とか、それから漁業用無線施設設置
経営、家畜の登録事業とか、荷役炭の
蒐集処分、入札会の主催、商標権、商
号権侵害の防止、取引高税印紙発効、
こういうものを認可しております。

不認可いたしましたものにつきましては
は、特定の事業者の状態を明示する表
の作成、会員のための商品購入の斡旋
というふうなものを不認可いたしてお
ります。

それから事業者団体は、公正取引委
員会の認可を受ければ自然科学研究施
設の所有経営をすることができること
になつておりますので、これに基く認
可申請の受理件数、認可件数、取下
げ数が書き上げてあります。受理件数は
昭和二十三年年度におきまして十九件、
認可件数零、取下げ件数八件、二十四
年度におきましては、受理件数四件、認
可件数十三件、取下げ件数零、二十五
年度におきましては、受理件数五件、認
可件数六件、取下げ件数零、二十六年度
におきましては、受理件数三件、認可
件数四件、取下げ件数零、合計受理件数

七万七千三十三件、それから適用団体
としまして、事業者団体法の適用を受
けるものは一万八千六百二十四件、計
九万五千六百五十七件となつておりま
す。それから解散届のほうは適用除
外団体につきましては、最初の一年半
で二千九百四十六件、二十五年度の四
月から昨年三月までに二千五百五件、そ
れから本年の三月までに四百七十六件、
計五千五百二十七件となつておりま
す。適用団体につきましては、それが
初めの一年半に千二百六十件、それか
ら昨年の三月まで一年間に八十二件、
本年の三月までに百六十七件、計千五
百九十九件、合計七千三百六十六件とな
つております。変更届のほうは初めに五
百八十三件、次の年に四千九百四十六
件、それから昨年三月までに八千七百
七十件、本年の三月までに三千二百四
十三件で、合計一万七千五百四十二件
となつております。それから次の事業
者団体届出書業種別分類表でございま
すが、これは公正取引委員会に届出で
られましてものを事業種別に分類いた
しまして、農業、林業、水産業、鉱業、
建設業、製造工業、商業、金融業、運
輸通信業、サービス業、その他に分け
まして分類いたしました。適用を受け
る団体といたしましては農業が三千百
六十二件、林業が九百五十五件、水産業が
四百七十七件、鉱業が百七十七件、建設
業が二百三十四件、製造工業が三千三
百六十六件、商業が三千八百九十九件、金
融業が二百八十六件、運輸通信業が九
百四十二件、サービス業が七百十六
件その他が二百一十一件、計一万六千百

十五件となつております。それから適
用除外の団体のうち、協同組合につき
ましては、農業協同組合が二万二十八
件、事業協同組合は三百六十三件、水
産業協同組合は三千二十四件、鉱業の
事業協同組合が六十六件、建設業の事
業協同組合が百五十六件、製造工業の
事業協同組合が四千四百九十八件、商業
の事業協同組合が六千六百六十六件、金
融業の事業協同組合が六百二十五件、運
輸通信の事業協同組合が三百七十七件、
サービスの事業協同組合が三百十五
件、合計三万五千五百五十八件となつ
ております。それから適用除外団体の中
の特別法等に基く、例えば土地改良そ
の他のものでございまして、農業につ
いては二万五千四百八十八件、製造工業が
三百件、金融業が百五十九件、合計二
万一千七十七件となつております。これら
を全部合算しますと、七万二千二百八十
件となつております。

それから次に、現行法では事業者団
体法の規定は、すでに御承知のように、
許容活動と禁止行為との中間の行為
は公正取引委員会の認可が必要である
ということになつておりますので、公
正取引委員会に認可の申請がありまし
て、これを認可したものを年度別に書
上げてございまして、それで昭和二十三
年度におきましては、認可申請の受理
件数が四十件、認可件数が一件、取下
げたものが十四件、昭和二十四年度に
おきましては受理件数が四件、認可件
数が二件、不認可になつたものが五
件、取下げたものが二十二件、昭和二

十五年度におきましては、受理件数が
二十二件、認可件数が十九件、取下
げたものが二件、昭和二十六年度にお
きましては、受理件数が四十八件、認可
件数が四十六件、審査中のものが二件、
取下げ一件、計受理件数百十四件、
認可件数六十八件、不認可件数五件、
審査中のものが二件、取下げたものが
三十九件となつております。その下に
書いてありますように、認可した行為
は、自動車登録番号標交付の代行業務
とか、それから漁業用無線施設設置
経営、家畜の登録事業とか、荷役炭の
蒐集処分、入札会の主催、商標権、商
号権侵害の防止、取引高税印紙発効、
こういうものを認可しております。

不認可いたしましたものにつきましては
は、特定の事業者の状態を明示する表
の作成、会員のための商品購入の斡旋
というふうなものを不認可いたしてお
ります。

三十一件、認可件数二十三件、取下件数八件、それから次に四でございます。これは事業者団体法違反被疑事件一覽表でございます。どういふ手がかかりによりまして、公平に違反事件を審査したかという表であります。これは一般よりの報告と検事総長よりの通知、職権による通知の三つの方法に分けております。昭和二十三年度におきましては、一般よりの報告が三件、検事総長よりの通知は二十三年度より二十六年まで全部ございません。職権による通知は百九件、昭和二十四年度におきましては、一般よりの報告が十件、職権による通知が九件、昭和二十五年におきましては、一般よりの報告が六件、職権による通知が十二件、昭和二十六年におきましては、一般よりの報告が九件、職権による通知が二十八件、職権よりの通知が百三十四件。それから終りの事業者団体法違反事件年度別一覽表という表がございます。これは公正取引委員会が違反といたしまして勧告を出す、或いは審判にかかるといふ表でございまして、違反といたしましては、団体法のみ違反したものと、独禁法と団体法両方に違反したものを分けて掲げてございます。昭和二十三年度におきましては、勧告はございまして、審判開始決定をしたものが二件、事業者団体法、独占禁止法両方に跨がるものはございせん。折衷の中はそのうちで審決のあつたものであります。昭和二十三年度は二件に審判決定をしております。昭和二十四年度におきましては、勧告が、団体法違反が一件、独禁法、団体法両方に跨がるものが一件、審判開始決定をしたものが

が、団体法違反が六件、両方跨がるものが五件、合計十一件、そのうち審決のあつたものが、団体法違反のものが七件、全部審決でございます。それから独禁法、団体法両方に跨がるものは六件のうち五件でございます。従いまして昭和二十四年度におきましては、勧告、審判決定合せて十三件、審決されたものが十二件でございます。昭和二十五年におきましては、勧告が、団体法、独禁法に跨がるものが二件、審判開始決定したものが団体法違反が二十五件、両方に跨がるものが七件、合計二十二件、この年に審決の下りたものが団体法違反が十五件のうち十四件、両方に跨がるものが九件のうち七件、計二十四件、そのうち二十一件について審決をしております。昭和二十六年におきましては、勧告は団体法違反が三件、独禁法に跨がるものはございせん。審判開始決定したものが団体法違反が五件、独禁法、団体法に跨がるものが二件、合計七件、このうち審決が下りたものが団体法違反が八件のうち七件、両方に跨がるものは二件のうち一件、計十件のうち八件、最後の計では団体法を施行いたしましてから今日までに団体法のみ違反として勧告を受けたものが四件、審判開始決定を受けたものが二十八件、独占禁止法、団体法両方に跨がるものは勧告を受けたものが三件、審判開始決定したものが十四件、勧告合計七件、審判開始決定合計四十二件、そのうち審決の下りたものが四十九件のうち四十三件でございます。

以上でございます。
○委員長(佐々木良作君) 質疑を続行いたしたいと思ひますが、前回の委員会におきまして、操短問題をめぐりまして、公取と通産省との関係を質す意味で通産大臣の出席要求があつたのであります。今日よんどころない事情で通産大臣は出席し兼ねるというお話しでありました。それで出席を要求された委員側で、それでは止むを得ないから、別の機会或いは別な委員会が必要があれば質疑をやるからというお話がありまして、従つて今日は通産省関係の出席はありませんが、公取横田委員長以下の政府委員だけであります。御了承願ひまして質疑を続行いたしたいと思ひます。

○竹中七郎君 先ずお伺ひいたしたいのですが、事業者団体法の改正は長い間の懸案であります。これはいつも私的独占禁止法の改正と並列して考えられておりましたのに、今回独占禁止法には何ら触れることなく団体法の改正案だけを提案されたのは、如何なる理由によるものでありましようか。政府は独禁法も改正する意圖を持つておられるのか。換言すれば独禁法並びに団体法を更に徹底的に検討して、これが改正案を用意するのかどうか。この点を先ずお伺ひいたします。

○政府委員(横田正俊君) 先日今回の改正法の提案理由を説明いたしました。これに附加いたしまして、今回の改正案を提案するに至る経過を極めて簡単に申し上げたのでございまして、その点をもう一度申し上げます。大体今回独占禁止法の改正案を出すのが困難であつた理由はおわかり願へるかと思ひますので、もう一度繰返して申し上げます。

御承知のように独占禁止法は二十二年にできまして、その後間もなく外資の導入或いは証券の消化等の理由を以ちまして、むしろ日本側からも勿論でございまして、占領軍側といたしまして、これが少しきつ過ぎる、緩める必要があるというのを察知されまして、ここに間もなく或る程度の幅のある改正が行なわれたのでございまして、例へば重役の兼任でございまして、或いは株式の保有の問題でございまして、一々厳格に公正取引委員会の認可を必要としておりました等の点を緩和いたしました。かなり一般の希望に副うような線に緩んで参つたのであります。これと並行いたしまして、事業者団体法がございまして、これにつきましては、独禁法が緩むと同時に事業者団体法という極めてきついつい法律ができたもので、これに對しては制定後間もなく直ちに改正の問題が起りました。これが結局現在までずつと続いて来ているわけでございまして、独禁法につきましては、関係方面におきまして、あの程度の改正をすれば、先ずそれでよいという態度を持しておりました結果、こちらといたしましては、余り独占禁止法そのものに更に改正を加えるということについては、うち／＼はいろいろ検討はしておりましたが、強い形で向うへ交渉するといふようなことはなくして過ぎて参つたわけでありまして、ところが団体法につきましては、或る程度の了解を得られそうでありながら、種々の事情からいたしましてそれが得られず、そのまま過ぎておりました。ところが昨年の春になりまして、御承知のようにリッヅウェイ声明が出まして、これら新しい法律について再検討をする

ことが許されるといふような事態に至りましたので、御承知のごとく政府におきましては、直ちに政令諮問委員会を設けまして、これに独占禁止法と事業者団体法その他諸般の法令の改正問題について諮問をいたしたわけでございまして、この政令諮問委員会が直ちに阿法を取上げまして、独占禁止法につきましても、かなり大幅の改正をすることを決定いたしました。これは具体的に申し上げますと、事業者の共同行為を可能にいたしますために、第四條と第六條に相当の場合は政府の認可を以て協定を適法化するといふことを認めるという改正、その他主要なる部分に亘りまして、例へば株式の保有の点、或いは重役兼任の点、その他数点に亘りまして、かなりの改正を加えるといふことを政府に答申をいたした次第でございまして、政府におきましては、この政令諮問委員会の答申を検討し、これを、これよりはやや後退はいたしておりますが、大体この委員会の線に沿つた要項を七月の二十日の閣議で決定をいたしました。これを一応事務当局を通じて関係方面のほうに出したのでございまして、この独禁法の四條と六條の改正につきましては非常に關係方面では慎重な態度をとりまして、かのごとき事業者の協定を適法化する必要の實際上の有無といふことをもつと説明しようといふことで、その点を強く要求して参りまして、安本を中心といたしまして、政府におきましては、そのいろいろ、日本においてはその必要のある具体的事情を畫面にしたためて出しましたが、いづれも向うの完全なる了解を得るに至ら

なかつたようでございます。そうしてありますうちにだん／＼関係方面のほうの意向がこちらにわかつて参りまして、到底その四條や六條に手を付けるような大幅な改正は先ず困難であるということが察知せられたので、政府はその四條、六條の改正を断念いたしました。十一月の十五日に、その点を除きましたその他の部分につきまして、独禁法の改正案、それから団体法につきましては、実はお話を落してしまいましたが、政令諮問委員会ではこれは廃止するか、或いは適當なるものは独禁禁止法の中に取入れるという趣旨の答申でございましたが、政府は廃止することは適當でなく、団体法に適當の修正を加えるという線で参りまして、その線は大體今回提案になりましたものとほぼ似ております。そういうものが十一月の十五日に、先ほど申しました独禁禁止法の改正案と、それから只今申しました団体法の改正案とが向うに出されたのであります。これが関係方面ではガバメント・セクション、リーガル・セクション、それから勿論主管の係でございますがESS、それに向うの外交部が加わりまして相當慎重に検討したようでございますが、十一月の二十八日になりました、全面的にこれは認めたいという回答がございました。我々といましては、独禁禁止法の改正案の中にも、又殊に事業者団体法につきましては、大體今までの我々の折衝の経過から見ても、相當向うが認めてくれた部分があるように考えられましたのに、全面的にこれを否定して参りましたにつきましては、非常に不可思議な感じを持つたのでござ

います。それから約十日程経ちまして、実は何らかのインフォメーションがあるであろうと思つて持つておつたところが一向何らの話もございせんので、こちらから出向きまして、ESSの当該の係の人と話をしていたしましたところ、結局独禁禁止法については殆んどもう改正の余地はない、全然これに手を触れてはならんと言われない、まだ改正を認めてもいい余地はあるけれども、大體独禁禁止法については、これは改正は認めがたい。それから団体法につきましては、だん／＼話を参りまして、大體我々の考え方と非常に近いものが感ぜられたのでございまして、これは公取のものが参りまして、向うのそういう意向を聞いて参つたのでございまして、早速内閣のほうにもその趣旨を伝えまして、そこで内閣は今申しました向うの認める範囲内において案を出そうか、或いは講和発効を目の前に控えておりますので、それを待つてもつと完全なものを提案するということ、いろいろ考えられたいやうであります。結局講和発効前に改正案を出すことは見合せやうということに一応なりまして、その趣旨は関係方面のほうに伝えたのでございまして、ところが関係方面としましては、やはり或る程度の改正は一応やつてもらいたいというふうな気持があるらしく見えまして、かた／＼殊に事業者団体法につきましては、規定が非常に嚴格にできておりますので、この適用を担當しております我々といましては、できるだけ早く適當な線に緩和をするというのを望ましく感じておりましたので、その後いろいろ内閣のほうとも折衝いたしまして、結局事業者

団体法の改正を、早急に関係方面と具體的な折衝をしながら、改正を先ず事業者団体法について行なつたらどうかというところになりまして、その後鋭意関係方面の關係官と折衝をいたしました結果、まとまりましたのが実は今回提案いたしましたように参りました。この改正案なのでございまして、なお独禁法につきましても、その後も引続きこれを行おうかと思つたのでございまして、この点は先ほど申しましたように、やや困難な事情もございまして、なお関係方面の担当者もこの面に触れますことについては非常に好まないやうな様子も見えます。なお緩めるにしても、今度は手続的にむしろ独禁禁止法を強化する、例へば現在公取取引委員会だけがこの法律を取扱つておりますので、例へば罰則にいたしましては、公取取引委員会が告発をしなれば、検事局でこれを取上げて裁判に持つて行くことができないことになつておりますのを改めて、検事局が独自の立場から独禁禁止法なり、事業者団体法の違反を裁判所に起訴できるといふふうにするとか、或いは公取取引委員会が発動しない場合でも、民間の、例へば独禁法の違反によつて被害を受けておる個々の会社が直接裁判所に訴へ出て、この独禁禁止法の救済を仰ぎ得るやうな措置を講ずると、そういうやうな面を独禁禁止法改正の形で入れて来るというやうな見解も出てまいりましたので、この際そういう空氣のところへ改正案の話を持つて参りました。全然妙なことになるわけでもありませんので、それらの諸般の事情を考慮しました上、実は団体法につきましても、この際独禁禁止法につきましても

は、この際改正案を出すということを差控えた次第でございます。
○竹中七郎君 先般のお話によりまして、このまゝ独禁法或いは団体法におきまして、独禁法を改正するといふことは出来ないが、個々の法律で一つやつて行きたいとかいふやうなお話がありましたが、そういう点はどうか。
○政府委員(橋田正俊君) その点は先般も申し上げましたように、現在の情勢におきましては、独禁禁止法の原則そのものに非常に一般的な形で穴をあけるというやうなことは非常にむづかしいやうに思われますので、實際に日本いろいろ／＼な特殊事情なり、或いは特殊の業種につきまして、余りに自由競争の線を推し進めることは、むしろ不適當であるやうなものにつきましては、その個々の事情、場合々々の事情によりまして適用除外の法制を作るといふことが、広い意味におきまして、この経済民主化の線に沿つて日本の経済を建て直して行きます上に非常に適當なやうに思われますので、これは、この問題につきましては、いろいろ／＼な考案方があるやうかと存じますが、少くとも公取取引委員会といたしましては、大體只今申し上げましたやうな線であるやうな問題を考へて参つております。
○竹中七郎君 實際この問題でまあGHQのほうからいろいろ／＼な問題があるのは、實際日本の産業というものが戦前のやうに、まあ日本の経済的競争相手即ち英國と申しますか、鐵條關係で言いますならば、そういうことになるのでございまして、アメリカ政府は英國に非常に遠慮して申しますか、そういう問題であるか、或いはアメリカ

自體の問題であるか、或いは我が國內の問題であるか、この点はどんなふうにお考へになつておられますか、お伺いします。
○政府委員(橋田正俊君) この点は非常にむづかしい問題でございまして、私の申し上げることが或いは正鵠を失するかと思ひますが、私の觀察いたしますところを率直に申し上げます、これは非常にアメリカの考え方に基づくのだと存じます。で、この点は先ほど申し上げましたやうな独禁法の改正に對して非常に反對的な態度を示しておりますのは、出先のGHQなり、或いは当該の担当の係りのESSの單なる考へではないやうでございまして、例へば先般の政府の最初の提案を駁つて参りましたのにつきましては、一々ワシントンに報告をいたしました、それに基づいてやつておる問題は、米國本國であるといふことを担当の人もはつきり申しておりますし、なおこの考へ方は、國連においてアメリカがとつております態度に極めて明瞭に現われております。國連におきましては御承知のやうに、一九五一年の國連の経済理事會、一九五一年の九月でございまして、たか、経済理事會の決議を以ちまして、國際的のいわゆるカルテルその他競争制限的な面を嚴重に取締りたいというやうな趣旨からいたしまして、この決議によりまして、特殊な委員會が設けられました。その委員會が國際間のそういう問題についていろいろ／＼検討いたしました結果、少くとも一九五三年の三月までに適當な提案を考へて提出するといふやうな決議もいたしております。しなお先般もちよつと申し上げましたが、最近にアメリカがコロンビアと締結

いたしました通商條約の中にも、全く今の線に沿いましたような規定が入っておりません。それを御存じとは存じますが、申し上げますと、この通商航海條約の十八條に「締約国は、私的若しくは公的の商業企業により又は、この企業の間の連合、協定又は他の取極によつて行われているか又は効力の生じた高價行であつて、國際貿易上の競争を制限し、市場への接近を限定し、又は國際貿易上の独占的統制を助長する傾向を有するものが、兩国間の通商に有害な影響を及ぼすことがある」とを認める。従つて、各締約国は、他方の締約国の要求によつて、この商慣行に關して協議を行い前記の有害な影響を除去するために適當と認める措置をとることに同意する。こういうような條項が入つておりました、仄聞するところによりますと、日本國との間の條約にもこの種の規定が予定せられておるやうに聞いております。このアメリカの一貫した態度というものは、かなり実ははつきりしておるわけでございますが、これはいづゆる國際的な取引に關して言つておることでございますが、併し國內の問題につきましても、アメリカ自身が反トラストの線を非常にはつきり維持しております。日本に對してのそういう問題につきましても、相當強い関心を持つてゐることは事實のやうに思われます。結局は独占禁止法を現在のそのまゝの形で持たなければならぬといふことはないと存じますけれども、その基本的な線に觸れましますと、殊に國際貿易的な面におきまして、その基本的な線に觸れて参りますといふことは、非常に今後アメリカとの外交上の重要な問題に

なるのではないかと感ずるやうな次第でございます。

先ほど申しました適用除外の考え方も、実は後の立場をとりながら、それに適度な修正を加えて行くという立場から出ることでございまして、大所高所から見まして、この線がよいか、或いは今仰せられましたやうな線が日本のためにはよいかといふことは、これは国会なり國民なりが諸般の事情をよくお考え下さいましておきめ願へばよいことと思ひます。我々の立場といたしましては、まさに第二の立場によつて仕事をするとすることになつておりますので、日本の事情をいろいろ考慮いたしまして、この法律の運用には十分注意をいたすつもりではございませうが、我々といひましたしては、一応第二の立場で仕事をして行くつもりでおるわけでございます。

○竹中七郎君 適用除外行為については、即ち第七條であります。二、三の禁止法令を削除しておりますが、九号の公益事業令をも削除してゐるのは、如何なる理由によるのですか、この点をお伺ひいたします。

○竹中七郎君 次には、公取、或いは安本のはうが本當かと思ひますが、公取としてのお考え方を伺ひたいと思ひます。事業者団体に対する政府の基本方針といふやうなわけでございますが、現在自由競争は企業家の濫立を來たし、生産の無統制を生じ、勢力界に波瀾を著しくするのであります。企業家の集中となり、カルテルや或いはトラストがでるものは自然の勢いであつて、これらの事業者団体に対して無統制、無秩序な自由競争の中に秩序が生まれないと思ひます。その事業者団体を抑圧してしまふことは、經濟の安定をもたらしゆえんではないと思ひますが、政府としてはどんなやうなお考えを持つておられますか。これをちよつと……

○政府委員(橋田正俊君) 政府と申しましても、私は公正取引委員會の立場で申上げたいと思ひます。只今お話の問題は、実は非常な根本的な大問題でございまして、結局今仰せのやうな線によりまして、經濟の運営をやつて参りますか、或いは自由競争の線といふものをしつかり立てまして、飽くまでもその線で行つて、工合の悪い点だけに適當な制約を加えながら、飽くまでもこの線で行く、この結局二つの行き方の問題になると思ひます。大体反トラストの精神といふものは、今申しましたやうなものはそのあたりのほうの考へ方によるものでございまして、我々といひましたしては、実はその線に沿つてきておられますこれらの法律を運用する立場にもございまして、大体

先ほど申しました適用除外の考え方も、実は後の立場をとりながら、それに適度な修正を加えて行くという立場から出ることでございまして、大所高所から見まして、この線がよいか、或いは今仰せられましたやうな線が日本のためにはよいかといふことは、これは国会なり國民なりが諸般の事情をよくお考え下さいましておきめ願へばよいことと思ひます。我々の立場といたしましては、まさに第二の立場によつて仕事をするとすることになつておりますので、日本の事情をいろいろ考慮いたしまして、この法律の運用には十分注意をいたすつもりではございませうが、我々といひましたしては、一応第二の立場で仕事をして行くつもりでおるわけでございます。

○竹中七郎君 そうしますと、まあ今の、現内閣におきましては、いづゆる公取、あなたの線で今後この問題に取組んで行かれる、かやうに了承いたしましてよろしくございませうか。

○政府委員(橋田正俊君) それは実は先ほどお断り申しましたやうに、我々の役所の立場でございまして、御承知のやうに最初に政府の出しました、十一月に出しました最近の改正案は、どちらかと申しますと、今我々の考えでございまして、よほど先ほどお示しになりましたやうな線に近い考え方ではないかと思ひます。

○竹中七郎君 この條項についてお伺ひしますが、改正の主要点の一つは、第四條第一項を改めて停止規定にしたことにあると思ひます。これは要らぬ停止規定になりますか、これは要らぬといふのではないか。殊に第一項第十号を見ますと、このほかにも独禁法に違反

せず、第五條にも違反しない行為なら何んでもできるというのだから、停止規定は独禁法に違反しても、これだけが行えるというなら残しておいてもよいが、それでもないのになぜこれを残しておく必要があるか。殊に第十七條では依然として団体法は獨禁法の例外規定でも何でもなく、獨禁法は本法によつて少しも變更されてないといふのであるから、強いて言へば第四條は第十号だけでよいとも言えるし、又第四條は全く削除してもよかつたのではないか、それをあえて残して置く必要がどこにあつたかという理由をお伺ひしたいと存じます。

○政府委員(橋田正俊君) 只今の御不審は誠に御尤もなものでございまして、はつきり申し上げますれば、この第四條を削除いたしまして、今回の提案と同じ結果になると思ひます。ただこれにはいろいろ關係方面と折衝いたしました際のことを申し上げますれば、結局そこに一号から九号までに挙げてございします行為は、事業者団体がなすべき模範的な行為として、一応ここにこの範圍内のことは何らの心配なく行えるといふことをはつきり示す、いわば教育的な意味を含んでおります。といふことと、それから実は第五條の禁止規定といふものは、これは法律技術上止むを得ないことかと存じます。が、いろいろ解釈の余地がないではないのでございまして、その場合につきまして、四條のほうではつきり、第五條の一項のどれかに入りそうに見えるものでも、四條のほうではつきり載せておるものについては安心して堂々とやるというやうな、適用を受けるほうの側から見まして多少の安心感を與え

○政府委員(橋田正俊君) 八條の排除措置に独占禁止法の場合も同じでございますが、大体目標は現在存続しております違法な状態を排除するといふことにあるのでございまして、併し併せまして將來同種の行為が行われる危険のあります場合につきましては、將來に向ひまして同じやうなことをしてはならないといふやうな排除措置を命ずることが出来るものといひました。従来そういう形でその両方を行つております。なお原状回復といふことは、これはちよつとどういふ御趣旨かはつきりわかりませんが、ものによりましては、その違法状態を排除するこ

○竹中七郎君 八條の「排除に必要措置」とは將來に向つてのものか、過去の行為を取消したり、旧状回復をさせたりすることでありませうか、どうか。

○政府委員(橋田正俊君) 八條の排除措置に独占禁止法の場合も同じでございますが、大体目標は現在存続しております違法な状態を排除するといふことにあるのでございまして、併し併せまして將來同種の行為が行われる危険のあります場合につきましては、將來に向ひまして同じやうなことをしてはならないといふやうな排除措置を命ずることが出来るものといひました。従来そういう形でその両方を行つております。なお原状回復といふことは、これはちよつとどういふ御趣旨かはつきりわかりませんが、ものによりましては、その違法状態を排除するこ

るのではないかとはいふやうな点を勘案いたしまして、第四條はまあなくとも同じやうなことになるかと存じましたが、一応そういう意味におきまして出した次第でございまして。

とによつて原状が回復せられる場合もあり得るか存じます。

○竹中七郎君 次に第九條第一項の読み替え規定削除の理由はどういうのですか。これによつて不都合が生じはしないか、内容的に変化はあるのかどうか、この点を一つ伺いたい。

○政府委員(竹中重清太君) この読み替え規定は旧独禁法を引いておりまして、昭和二十四年に変わりました独占法を引きまして読み替え規定を置くのが正しいやり方でございますが、新独禁法を引きまして読み替え規定を書きますと非常に長くなります。それに最近の法律は準用すると言ひまして、読み替え規定を置かない例もございますので、この際削除いたしましたのでございます。併しながらこれはある場合と同じでございます。これを落すことによつてどうかということとはございません。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御質問ありませんか。竹中さんからの御質問は終つたようであります。ちよつと速記をとめて……。

(速記中止)

○委員長(佐々木良作君) 速記を始めて下さい。それでは現在の段階におきましては質疑も切れたようでありまして、特別に御発言がなければ、質疑は一応今日の段階では打ち切りたいと思ひますが、御承知のように衆議院におきまして、まだ本案は審議中でありまして、現在本院におきましては予備審査の過程であります。聞くところによりますと、衆議院におきましては修正の動きもあるようでありますので、それらの動きを勘案いたしまして、次期日程等につきましては、通産の委員長と

御相談の上決定して御連絡申上げたいと思ひます。特に御発言がなければ今日はこれで打ち切りたいと思ひます。よろしくございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(佐々木良作君) それでは散会いたします。

午前十一時五十九分散会

昭和二十七年五月六日印刷

昭和二十七年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷片